

令和6年度 大樹町学童保育所入所案内

令和5年10月20日

大 樹 町

大樹町では、共働きの家庭や家庭内労働などで忙しい家庭の児童を対象に「学童保育所」を開設しております。この施設は、子どもが学校を終えた後、保護者が帰宅するまでの時間、保護者にかわって専門の指導員が生活指導や学習を見守るところです。

次代を担う子供たちが集団生活を通して仲間づくりや協調性を学び、健全に、そしておおらかに育ってくれることを目的とします。

記

1. 募集対象児童

小学校1年生から小学校6年生までの保育を必要とする児童。

2. 募集する学童保育所の概要と定員

- ① 開設主体 大樹町
- ② 名 称 大樹町学童保育所
- ③ 開設場所 大樹町武道館（学童保育室）
住所 大樹町西本通73番地5
電話・FAX 6-2812
携帯電話 090-7519-2982
- ④ 定 員 80名程度
- ⑤ 道 の り 放課後の送りのみスクールバスで対応
※ただし、土曜日、振替休日、長期休業時は、送りの保護者各自で行っていただきます。
- ⑥ 開設期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日
- ⑦ 開設時間 平常日 小学校終了時～18時00分
土曜日、学校の振替休日、長期休業時 8時00分～18時00分
- ⑧ 休 業 日 日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）
その他町長が必要と認めた日
- ⑨ 一時預り 平日または土曜日、学校の振替休暇日、長期休業時に利用希望の方は、児童保育係まで問い合わせください。（保育料1日500円）

3. 学童保育料

- ① 月額 4,000 円（途中入退所による日割り計算はありません）
- ② 一時預かりの場合 1 日 500 円

4. 学童保育所に入所できる基準

児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に限り、

- ① 居宅外で労働することを常態としている。または、居宅内で該当児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- ② 妊娠中であるか、または出産後間もないこと。（出産後の期間については、出産のした月の翌月から3ヶ月間とし、その後は退所となりますのでご注意ください。）
- ③ 保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障害を有していること。
- ④ 長期にわたり疾病の常態にある、または精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 求職中であること。（求職活動による入所要件は、入所後3ヶ月とし、その間就労証明書の提出がない場合は退所となりますので、ご注意ください。）
- ⑦ 就学中（就職するため必要な資格の取得及び資格職業訓練校等における職業訓練を含む）であること。（在学証明書や時間割、通学の状況がわかる書類を提出してください）
- ⑧ 虐待やDVのおそれのあること。
- ⑨ その他、上記に類する状態として町長が認める場合。

※学童保育所への入所については、希望者が多数いるため入所できない場合がありますので、あらかじめご承知ください。

5. 入所申込書一式の提出について

- ☆提出先 保健福祉課児童保育係（らいふ内）
- ☆提出期間 ①令和5年度学童保育所利用受付票及び就労証明書
令和5年11月13日（月）から11月24日（金）まで
②その他の書類
令和6年1月4日（木）から1月17日（水）まで
- ☆その他 現在入所しているお子さんについても、手続きが必要です。

☆入所申込書一式の記入方法

提出期間が令和5年11月13日から11月24日の書類

① 令和6年度学童保育所利用受付票

- ・記入には黒のボールペンまたは黒インクを使用してください。
- ・年月日は、受付票を持参提出する日を記入してください。

② 就労証明書（父母両方必須）

- ・現在就労している、または就労予定先の事業所等の事業主に、記載及び証明を依頼してください。

以下 提出期間が令和6年1月4日から1月17日の書類

③ 学童保育所入所申込書

- ・記入には黒のボールペンまたは黒インクを使用してください。
- ・年月日は、申込書を持参提出する日を記入してください。

④ 保育理由申告書

- ・入所希望児童を家庭で保育できない理由を、世帯内の児童以外の65歳未満の方全員について記入していただきます。また、保育理由により別途添付が必要な書類を選択肢の指示通り添付してください。

⑤ 健康状態申告書（兼アレルギー疾患に関する調査票）

- ・入所希望児童の健康状態について詳しく記入してください。

⑥ 源泉徴収票の写しまたは確定申告書の写し

源泉徴収票の写し—令和5年分の所得税の給与源泉徴収票の写し

確定申告書の写し—自営業の方、または2箇所以上から給与等を受けていて就労先等で年末調整されていない方

注意！！ 継続利用の方で、源泉徴収票・確定申告書の添付がされない場合、令和5年度の申請理由に虚偽があったものとみなし、継続利用を不受諾とする場合がありますのでご注意ください

新規入所・振替金融機関の変更の方のみ提出

⑦ 口座振替依頼書

例年、口座番号の相違や金融機関への届出印と異なる印鑑の使用、押印の印影が薄いなどの理由で、再提出が多い書類となっておりますので、記入にあたってはご注意ください。

6. 途中入所について

年度途中に入所を希望する場合についても、当初入所と同様の書類を提出してください。ただし、入所決定時期については、原則、入所希望日の1ヵ月前に行いますのでご注意ください。申請日と入所希望日の間が1ヵ月に満たない場合は、即時決定いたします。

7. 利用受付・入所申込等の問い合わせ先

保健福祉課児童保育係（らいふ内）
担当：小松・山口

電話 6-2700（児童保育係直通）

